

令和 5 年 6 月 22 日
とうかつ中央農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

J Aとうかつ中央（代表理事理事長 嶋村 正一）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当 J Aでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当 J Aは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- (3) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めてまいります。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	松戸市上本郷 2243-1	融資部	047(361)2257(代)
常盤平支店	松戸市金ヶ作 96-1	融資窓口係	047(387)7575(代)
松戸南支店	松戸市和名ヶ谷 1428-1	融資窓口係	047(391)6138(代)
五香六実支店	松戸市六実 1-16-3	融資窓口係	047(387)5115(代)
松戸西支店	松戸市旭町 1-118-1	融資窓口係	047(341)5125(代)
中央支店	松戸市上本郷 2243-1	融資窓口係	047(361)2207(代)
馬橋支店	松戸市馬橋 1939-1	融資窓口係	047(343)6800(代)
鎌ヶ谷支店	鎌ヶ谷市初富 362-2	融資窓口係	047(443)4010(代)
小金支店	松戸市小金きよしヶ丘 1-7-3	融資窓口係	047(341)4151(代)
南流山支店	流山市南流山 4-3-8	融資窓口係	04(7159)7111(代)
流山支店	流山市平和台 3-5-1	融資窓口係	04(7159)1001(代)
八木支店	流山市野々下 1-307	融資窓口係	04(7158)2211(代)
十太夫支店	流山市おおたかの森北 3-30-4	融資窓口係	04(7152)2211(代)
新川支店	流山市中野久木 439	融資窓口係	04(7152)3171(代)
運河支店	流山市西深井 597-1	融資窓口係	04(7153)0121(代)

(ご相談受付時間：9時～17時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情等については、総務部にてお受けいたします。
苦情相談窓口 本店総務部 電話番号 047 (361) 2201(代)

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化協議会を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めてまいります。

以上

平成 22 年 2 月 1 日 制定 平成 30 年 4 月 1 日 改定
平成 23 年 6 月 24 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定
平成 25 年 4 月 1 日 改定 令和 3 年 6 月 23 日 改定
平成 26 年 6 月 20 日 改定 令和 5 年 6 月 22 日 改定

(別添)

【金融円滑化にかかる基本的方針】

当JAとうかつ中央（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めてまいります。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつ

つ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係理事（専務理事・常務理事）、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、令和 2 年 6 月 2 4 日から遡って施行する。

制定 平成 2 2 年 1 月 2 6 日（施行 平成 2 2 年 1 月 2 7 日）

改定 平成 2 3 年 1 2 月 5 日（施行 平成 2 3 年 1 1 月 1 日）

改定 平成 2 5 年 9 月 2 4 日（施行 平成 2 5 年 4 月 1 日）

改定 令和 2 年 1 2 月 1 8 日（施行 令和 2 年 6 月 2 4 日）

以 上

5 金融円滑化にかかる基本の方針，体制の概要および実施状況

当組合は，農業者の協同組織金融機関として，「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を，金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し，その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが，引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では，金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本の方針」を，理事会にて，以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本の方針（概要）

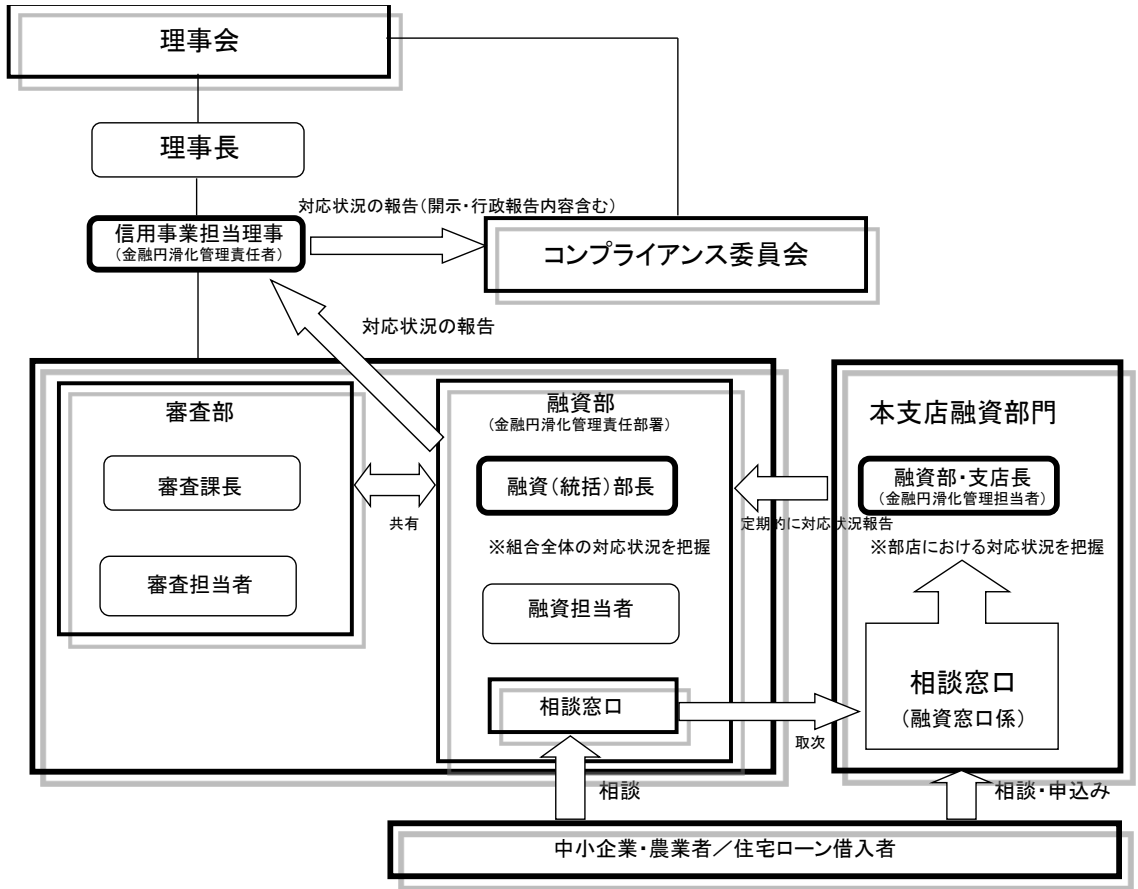
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する，柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため，以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下，関係理事（専務理事・常務理事）、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて，当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議することとしております。また，協議内容については，定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」，融資部を「金融円滑化管理責任部署」として，当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し，各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し，融資部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では，金融円滑化にかかる取引の実施状況について，記録を作成し，当該記録は5年間保存することとしております。

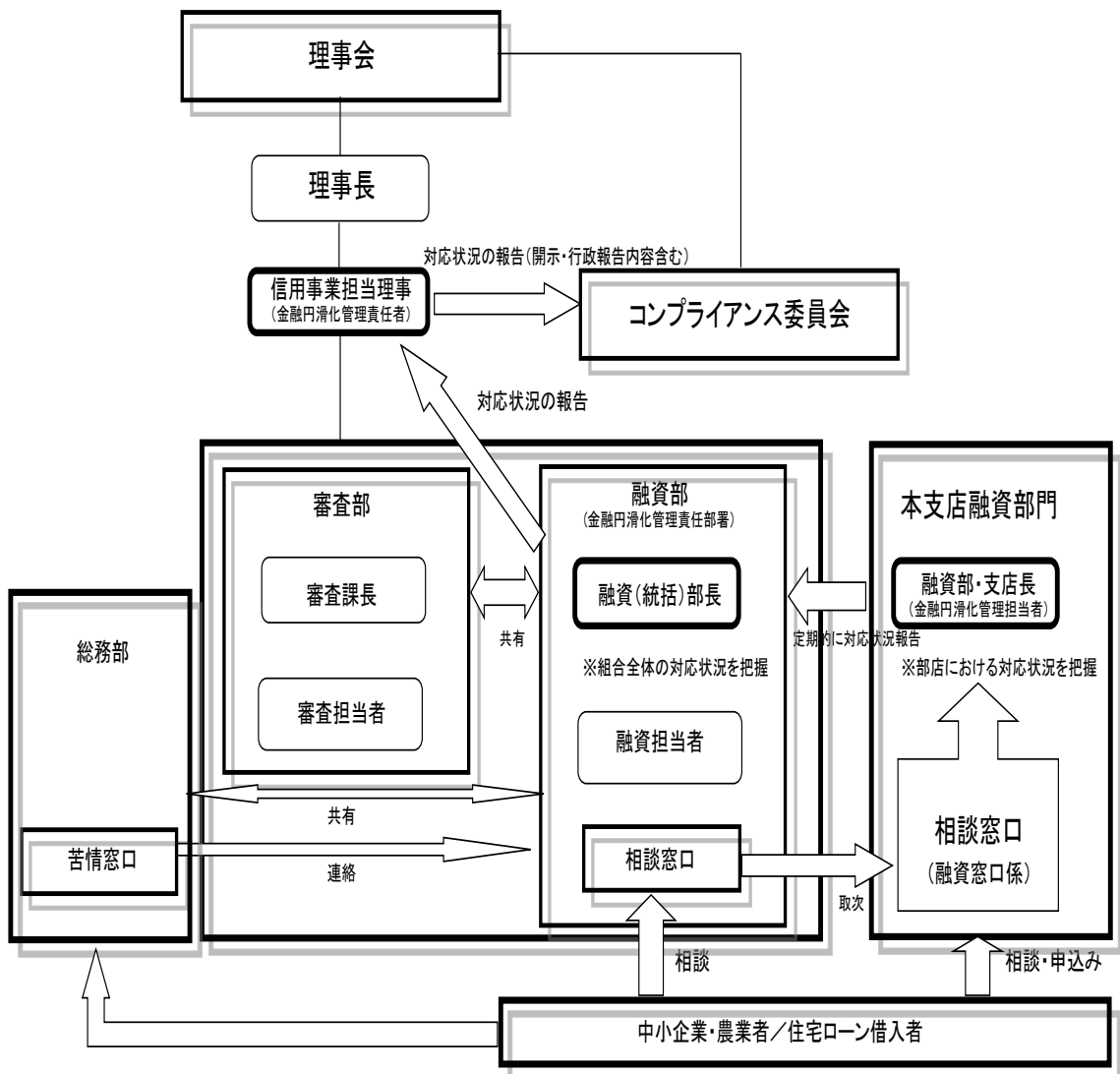
【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を本店総務部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本店総務部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに本店総務部に連絡し、本店総務部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】



4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について記載

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について記載
特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について記載

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

6 貸付条件変更等の実施状況

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

「貸付条件の変更等の実施状況について（令和2年3月末）」

（別紙 1・2 のとおり）

貸付条件の変更等の実施状況について

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 25 年 6月末		平成 25 年 9月末		平成 25 年 12 月末		平成 26 年 3 月末		平成 26 年 6 月末		平成 26 年 9 月末		平成 26 年 12 月末		平成 27 年 3 月末		平成 27 年 6 月末		平成 27 年 9 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	11	1,856	14	2,335	14	2,335	14	2,335	15	2,541	15	2,541	15	2,541	15	2,541	18	3,262	18	3,262
うち、実行に係る貸付債権の額	10	1,501	12	1,865	13	1,980	13	1,980	13	1,980	14	2,186	14	2,186	14	2,186	14	2,186	17	2,907
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	1	115	0	0	0	0	1	206	0	0	0	0	0	0	3	721	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355	1	355

	平成 28 年 3 月末	平成 28 年 9 月末	平成 29 年 3 月末	平成 29 年 9 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和2年 3 月末	令和3年 3 月末	令和4年 3 月末	令和5年 3 月末	令和6年 3 月末	令和7年 3 月末	令和8年 3 月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	23	23	23	25	28	29	29	30	31			
うち、実行に係る貸付債権の数	19	22	22	22	24	27	28	28	29	30			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

貸付条件の変更等の実施状況について

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 25 年 6月末		平成 25 年 9月末		平成 25 年 12月末		平成 26 年 3月末		平成 26 年 6月末		平成 26 年 9月末		平成 26 年 12月末		平成 27 年 3月末		平成 27 年 6月末		平成 27 年 9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	36	4	91	4	91	4	91	4	91	4	91	4	91	4	91	4	91	4	91
うち、実行に係る貸付債権の額	2	36	3	89	3	89	3	89	3	89	3	89	3	89	3	89	3	89	3	89
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2

	平成 28 年 3月末	平成 28 年 9月末	平成 29 年 3月末	平成 29 年 9月末	平成 30 年 3月末	平成 31 年 3月末	令和 2 年 3月末	令和 3 年 3月末	令和 4 年 3月末	令和 5 年 3月末	令和 6 年 3月末	令和 7 年 3月末	令和 8 年 3月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	4	4	4	5	5	5	7	12	13			
うち、実行に係る貸付債権の数	3	3	3	3	4	4	4	5	10	11			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2			